

【運転・定検状況（区分 ）】

平成 17 年 7 月 20 日

構内でのけが人の発生について

東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

7月19日午前10時45分頃、5号機脇に建設中の雑固体廃棄物焼却設備 付近の屋外において、カッターナイフでゴムシートの切断作業を行っていた協力企業作業員が、誤って左ひざ内側に切り傷（長さ約3センチメートル）を負いました。

この作業員については応急処置を行った後、業務車両にて病院へ搬送いたしました。

診察の結果、左大腿内側部切創と診断されております。

以 上

雑固体廃棄物焼却設備

発電所の運転や定期検査において発生する使用済みのゴム手袋・靴・ヘルメット等の難燃物を焼却する施設です。焼却し、減容された廃棄物はドラム缶に入れて、低レベル放射性廃棄物として発電所内の固体廃棄物貯蔵庫で保管します。

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。

（不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/kk-np/nuclear/pdf/kijyun.pdf>）